

## 2023年港区議会第3回定例会

2023年9月12日

日本共産党港区議員団 風見 利男

### 質問 1 港区気候非常事態宣言を行うことについて

「地球が沸騰する時代がやってきた」。国連のグテーレス事務総長の言葉だ。記録的な酷暑と干ばつが世界を襲い、各地で大規模な山火事が続発している。環境破壊を今すぐやめなければ取り返しのつかないことになる深刻な事態だ。東京都心は真夏日が9月2日現在72回、猛暑日が22日記録されるという、異常事態だ。港区は東京23区で最もCO2排出量が多い自治体だからこそ今すぐ「気候非常事態宣言」を内外に向け発信し、地球環境を守る姿勢を示すこと。

区長答弁 区は、令和3年3月に、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロの達成を表明し、その道筋も示すことで、地球温暖化の原因とされるCO2削減に取り組んでいる。区として気候非常事態宣言を行う予定はないが、引き続き、CO2削減効果が最も期待できる再生可能エネルギーの普及や、新築建築物の省エネルギー性能基準の引上げなどの取組を実施するとともに、区民や事業者に対して気候変動緩和の必要性が、危機感を持って伝わるよう、周知啓発していく。

### 質問 2 核兵器禁止条約への参加を国に求めることについて

8月6日、広島での平和記念式典には約5万人が参列。市長は「核抑止論は破綻している」と述べ、日本政府に「一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となる」よう求めた。広島県知事は「核兵器が存在する限り人類滅亡の可能性をはらんでいる。廃絶のほかない」と強調し、核抑止を厳しく批判した。一方、岸田首相はあいさつで核兵器禁止条約、核不拡散条約には一切触れず、核抑止にしがみつく姿を示した。

港区では、「当たり前じゃない 今ある その平和の日々」と題して区内5カ所で7月24日から8月18日まで『平和展』が開催され、「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准をするよう求める」署名が初めて置かれ、アンケートは132名分集まった。

港区長自ら「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める」署名を行い、国に署名・批准を求めること。

区長答弁 区が加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議は、これまでも強い連

帯のもと、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准するよう継続して要請している。昨年10月には、改めて核兵器禁止条約への署名・批准を強く求めるとともに、本年11月に開催予定の核兵器禁止条約第2回締約国会議に、日本政府がオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶のために力を尽くすよう要請した。

質問にある、署名をすることは考えていないが、平和首長会議の加盟都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えていく。

#### 質問 3 羽田新飛行ルートに関する住民説明会の開催について

7月28日、昨年に続き区長と議長の連名で国土交通省に羽田新ルートに関する住民説明会の開催を要請した。「みなとの空を守る会」から出された請願に応えたものだ。港区独自の騒音測定では、高陵中学校で85.6dB、本村小学校で86.8dBの最大値を記録。平均値でも70dBを超える騒音で、健康被害をもたらすレベルだ。新ルートの運用開始から3年5か月我慢を重ねた住民の声を国交省は真摯に受け止めるべきだ。

港区長、区議会議長とともに請願者や町会長も含めた要請行動で、説明会の開催をこれまで以上に強く求めること。

区長答弁 住民説明会については、実施の具体化に向けて、開催時期や開催方法など、国とこれまで複数回にわたり協議しているところだ。

今後も、早期の開催に向けて、引き続き、国と粘り強く協議を進めていく。

#### 質問 4 感震ブレーカーの配付について

東京都は、地震の揺れを感知して通電を遮断する「感震ブレーカー」を、木造住宅の密集地域(木蜜地域)に無償で配布すると発表した。

江戸川区では、都の配布対象外の地域約30万世帯に、感震ブレーカーを配布するといっている。

港区は対象外だが、地震後に通電した際に出火して延焼する危険のある地域はかなりある。

火災の発生を未然に防ぐために、希望する区民に感震ブレーカーを配布すること。

区長答弁 区では、防災用品あっせん事業により、3種類の感震ブレーカーを割引価格であっせんしている。

引き続き、広報みなとや SNS による情報発信、総合防災訓練などの機会を捉えて感震ブレーカーの周知に努める。

質問 5 シルバーパスの改善を東京都に要請することについて

高齢者の社会参加を進めるうえで、公共交通機関の役割は重要だ。東京都のシルバーパスは、1,000円と20,510円の2種類だ。横浜市は、無料から20,500円まで、収入に応じて8段階に分けている。

台場の高齢者は、シルバーパスでゆりかもめ乗車を求めている。

東京都に、次の改善を要請すること。

- ① 購入しやすいように、所得に応じて細分化すること。
- ② ゆりかもめの乗車ができるようにすること。

区長答弁 シルバーパスに関する要望については、これまでも機会を捉え、シルバーパスの事業主体である東京都に伝えてきた。今回の要望についても、東京都に伝える。

質問 6 保育園での超過勤務手当の支給について

①再発防止について

2022年2月、三田労基署からの指導に基づいて区立保育園の時間外労働についての実態調査に基づき、超過勤務手当の支給が行われた。保育士はサービス残業が当たり前の認識を一掃する画期的なものだ。保育準備、翌日の準備、行事リハーサル、保護者対応、指導記録作成、トラブル処理等々が超過勤務として認められる。今後同じことを繰り返さないこと。

区長答弁 区は、昨年2月の三田労働基準監督署からの改善指導を重く受け止め、所属長が職員一人ひとりに対し、適正な超過勤務管理を指導するとともに、超過勤務手当の申請時間と実際の出退勤時間のずれを日常的に確認することで、手当の支給漏れを防止している。

こうした再発防止の取組を今後も継続し、勤務実績に応じた超過勤務手当を支給する。

質問 6 保育園での超過勤務手当の支給について

②私立認可保育園等に対する指導について

私立保育園にも同様に時間外労働については超過勤務手当を支給するよう区として指導すること。

区長答弁 区では、私立認可保育園等において、社会保険労務士による労働環境モニタリングの実施を通じて、法令遵守をはじめ、適正な労働環境が確保されていることの確認を行っている。

さらに、園長経験者等による指導検査の際に、今回の事案を周知するとともに、私立認可保育園等においても、時間外労働に関して適切な対応がされるよう指導している。

#### 質問 7 私立保育園運営費の弾力運用を規制することについて

国は、保育園の運営費のうち81%が人件費に投入されることを想定している。しかし私立保育園には、国からの運営費が人件費に回らない仕組みがある。『弾力運用』だ。

区内69園の私立認可保育園を調べたところ、人件費率50%未満が39園で56.6%と半数以上、30%台が6園もあることは深刻だ。世田谷区では保育園運営要綱で、人件費率50%未満の事業所には区の補助金を出さないとしている。大田区では指導検査の中で、委託費は保育所の「人件費」「管理費」「事業費」に充てることとし、役員報酬などへの流用を止めている。

- ①港区でも人件費率を定めた要綱を作成すること。
- ③ 指導検査で、委託費の用途について詳しく調査し、流用を防ぐこと。

区長答弁 人件費率は、委託費収入に占める人件費支出の割合であるため、各園の職員の人数や経験年数、また、その年度の収入の状況によっても変動する。

このため、人件費率のみをもって人件費の水準が適切であるかを判断することはできないことから、区独自に基準となる人件費率を要綱に定めることは考えていない。

委託費を本部の運営経費などに流用する弾力運用については、私立認可保育園の運営事業者が長期的な視点で経営の安定化を図る観点からも必要なものと考えている。区では、指導検査の一環として、弾力運用が国の定める要件を満たしているか、公認会計士による確認をしている。

引き続き、私立認可保育園の運営事業者における運営状況等を注視していく。

#### 質問 8 区営住宅戸数を増やすことについて

区営住宅や都営住宅の空き家募集の応募が増えている。昨年12月から今年6月までの区営住宅と都営住宅の空き家募集の応募状況は、15倍から125倍と、多くの区民は低廉な家賃の住宅を求めている。

- ①営住宅の建設を計画すること
- ②当面、敷地に余裕があるシティハイツ白金、シティハイツーツ木の建て替えで、住戸数を増やすこと

区長答弁 区は、これまで区営住宅の建替えに際しシティハイツ六本木で5戸、芝

浦で3戸、車町で17戸、計25戸の区営住宅を計画的に増やしてきており、新たな区営住宅の建設は考えていないが、適正に管理・運用し、既存の住宅を有効活用していく。

また、シティハイツ白金や一ツ木においては、当面、建替計画はないが、「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、外壁や設備機器を計画的に改修することで、長寿命化を図る。

### ③東京都に都営住宅建設を要請すること

区長答弁 東京都は、東京都住宅マスタープランにおいて、「都営住宅を良質なストックとして維持・更新していく」としており、区は、これまで都営北青山三丁目団地建替えの際などに、都営住宅の従前戸数を維持するよう東京都に要望してきた。

また、都営住宅の地元割当戸数の増加についても要望している。このように要望を続けていることから、都営住宅建設を求めることは考えていない。

### 質問 9 学校給食の無償化について

9月から区立小・中学校の給食と保育園給食が無償になり、大変喜ばれている。一方、特別支援学校や私立学校に通う保護者からは、同様の支援を求める声が寄せられている。

子育て世帯への支援策として

#### ① 来年度以降も、区立小・中学校の給食費の無償化を続けること

教育長答弁 区は、本年9月から来年3月まで学校給食費の保護者負担をゼロとするとともに、国に対し、学校給食費無償化の実現を要望している。

物価高騰が続く中、来年度以降の給食費不徴収の継続について、検討する。

#### ② 特別支援学校に通学する児童・生徒に、給食費相当額を支給すること

教育長答弁 区立小・中学校の給食費は、物価高騰の状況や国の動向も踏まえ、学校設置者として学校給食費を不徴収としているもの。

都立特別支援学校の児童・生徒に対しては、東京都教育委員会が実施する就学奨励事業において、世帯の所得に応じて、一部から全額、学校給食費が支給されている。

都立特別支援学校の児童・生徒に給食費相当額を支給することは予定してい

ないが、支援の在り方について、今後の課題とする。

- ③ 私立小学校・中学校に在籍する港区在住の児童・生徒の保護者に、区立小・中学校の給食費相当額を支給すること

教育長答弁 今年度から経済的理由により、就学が困難な私立小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、給食費の支援を含めた就学援助を行っている。

現時点で、一律での給食費相当額の支給は予定していないが、私立小・中学校の児童・生徒の保護者への支援の在り方について、今後の課題とする。

- ④ 区立幼稚園、私立幼稚園に通う区内在住の園児の保護者に対し、昼食に必要な費用を支援すること

教育長答弁 区立幼稚園では、全園で給食を実施しておらず、区内にある私立幼稚園は14園中6園が給食を実施している状況だ。

現時点で、公私立幼稚園において、一律に昼食に必要な費用に対する負担軽減を行うことは予定していないが、園児の保護者への支援の在り方について、今後の課題とする。

#### 質問 10 神宮外苑再開発について

##### ①説明会の開催について

三井不動産など事業者は、世論に押され説明会を、7月17・18・19日に開催したが、参加者を限定したため、「住民説明会」の開催を強く求めてきた近隣小学校の人たちや関心ある人は参加できなかった。

「神宮外苑と国立競技場を未来に手わたす会」は4日、樹木の伐採と再開発の見直しを求める声明を発表。同日までに浅田次郎さんや有吉久美子さんら78人から賛同が寄せられている。パリのイコモス本部は7日、「ハリテージ・アラート（文化遺産危機警告）」を出し、計画の撤回などを求めている。（区長、議長あてにも要請書）

サザンオールスターズは、再開発反対を唱えた故・坂本龍一さんの問題提起を受けて作った新曲「Relay～杜の詩」をデビュー45周年で発表した。

神宮外苑の樹木、景観、自然を守れと、新しい運動が広がっている。

事業者は一度立ち止まり、国民の声を聴くべきです。「エリアを区切らない、オープンな形での説明会」の開催を要請すべきだ。

区長答弁 区は、本年2月に説明会の開催を事業者に文書で要請した。

その結果、本年7月に事業者が説明会を開催し、ホームページで説明動画を公開したことは一つの成果と認識している。

引き続き、事業者に対して、神宮外苑地区のまちづくりの意義について説明会を通して、広く情報発信するとともに、区民等から出された意見や疑問に対して適切に対応し、多くの区民に共感を得られるまちづくりを行うよう求めていく。

#### 質問 10 神宮外苑再開発について

##### (2) 樹木の伐採について

神宮外苑の港の区域内には975本(3メートル以上・低木は含まない)の樹木がある。事業者は開発のために386本を伐採する計画だ。

伐採の許可権限は、区長だ。神宮外苑の樹木を守り、環境を守れるかどうか、区長の決断にかかっている。

事業者から伐採申請が出た場合には、許可しない決断をすべきだ。

区長答弁 明治神宮内外苑付近風致地区における樹木の伐採は、東京都風致地区条例に基づく許可が必要だ。

許可に当たっては、「東京都風致地区条例及び港区風致地区条例に基づく許可」の審査基準に「支障となる木の伐採は必要最小限に止め、伐採した後は積極的に植栽すること」などを規定している。

伐採許可の申請時期は未定だが、事業者から伐採の許可申請があった場合には、条例の規定や許可基準にのっとり、厳正に審査していく。

#### 質問 11 いちょう並木の名勝指定を東京都などの関係機関に働きかけることについて

8月22日付の都政新報によると、明治神宮は「名勝指定自体は否定しないが、再開発が控えている。イチョウ並木は万全を期して保全するので、今後も協議を重ねたい」という趣旨の発言に対し、区の担当課長は「4列のイチョウ並木を保全すると回答を得ることができたのは収穫」と話したとされているが、大問題だ。

現在、一番左側のイチョウの何本かが、「枯れてしまうのでは？」と心配されている。イチョウ並木ギリギリに野球場が建設されれば、多大な影響が心配されるし、側に超高層ビルが建つことで日影被害が心配される。

名勝指定できるように、東京都など関係機関に働きかけること。

教育長答弁 教育委員会は、本年6月に所有者である明治神宮を訪問し、これまで、約100年にわたり、いちょう並木を適切に維持管理してきたこと、今後、周辺で

再開発が行われる中であっても、着実に守り続けることを確認するとともに、名勝指定についての協議を継続していくことの同意を得ている。

東京都や、いちよう並木の一部がまたがる新宿区とは、名勝指定に関する意見交換を行っていることから、東京都などに改めて働きかけることは予定していないが、引き続き、関係機関と連携していく。

#### 再質問《再質問1》

特別支援学校に通学する児童・生徒に給食費相当額を支給することについて障害者差別解消法で行政機関は、社会的障害の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をする必要があると規定している。

区立学校に通う気持ちがあるにもかかわらず、特別支援学校に通わざるを得ない児童・生徒に対して合理的配慮は当然必要で、学校給食費の助成をすべきだ。

教育長答弁 区は、学校設置者として本年9月から来年3月まで区立小・中学校給食費の保護者負担をゼロとした。東京都が学校設置者である都立特別支援学校については、学校給食費相当額の支給は予定していないが、児童・生徒に対する支援の在り方について今後の課題とする。

#### 再質問《再質問2》

私立小・中学校に通う児童・生徒の保護者に、区立小・中学校給食費相当額を支給することについて

公立も私立も学校教育法で定める学校である。私立小・中学校に通う児童・生徒を対象外にすることは、不公平である。

教育長答弁 私立小・中学校に通う児童・生徒の保護者への支援の在り方については、今後の課題として検討する。